

XI その他 学則

公益財団法人 中国四国酪農大学校教育規程

(平成25年6月5日理事会承認)  
(平成28年2月9日理事会一部改正承認)  
(平成29年6月6日理事会一部改正承認)  
(平成30年2月9日理事会一部改正承認)  
(令和2年2月3日理事会一部改定承認)

(目的)

第1条 本校は、実践教育による確かな技術と経営感覚に富む酪農の担い手の養成と、酪農を通じて地域社会への貢献ができる健全にして良識ある人材の育成を行うこととし、併せて、生命、食、環境を育む酪農の社会的意義や役割の普及啓発を通じて、酪農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、公益財団法人中国四国酪農大学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を岡山県真庭市蒜山西茅部632番地に置く。

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

| 課程名    | 学科名 | 修業年限 | 入学定員 | 総定員 | 備考   |
|--------|-----|------|------|-----|------|
| 農業専門課程 | 酪農科 | 2年   | 30名  | 60名 | 昼間開校 |

(修学期間)

第5条 本校の修業期間は2カ年で、修業方法は次のとおりとして、学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(1)講義及び実習

1年次 入学した年の4月1日から翌年の3月31日までとし、4月から9月を前期、10月から3月までを後期とする。

2年次 12月1日から翌年の3月31日までとする。

(2)実務研修

2年次の4月1日から11月30日までとする。

(休業日)

第6条 休日は国民の祝日、土曜日及び日曜日とする。

2 前項の外に校長が必要と認めるときは、別に休日を定め又は休日を変更することができる。

(学科及び科目)

第7条 学生が履修しなければならない学科及び科目は別表1のとおりとする。

(成績評価等)

第8条 学生が所定の学習を履修したときは、試験、論文及び技能判定の考査を行う。

なお、学業における採点基準は別に定める。

2 校長は考査の結果をうけて科目の修得を認定する。



(始業及び終業)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

| 区分      | 始業時間     | 終業時間    | 曜日  | 摘要  |
|---------|----------|---------|-----|-----|
| 実習      | 平日       |         |     |     |
|         | 午前 5:30  | 午前 7:30 | 月～金 | 交代制 |
|         | 午後 2:30  | 午後 4:30 |     |     |
|         | 5:30     | 7:30    |     |     |
|         | 休日       |         |     |     |
|         | 午前 5:30  | 午前 7:30 | 土・日 | 交代制 |
| 9:00    | 12:00    |         |     |     |
| 午後 2:30 | 午後 4:30  |         |     |     |
|         | 5:30     | 7:30    |     |     |
| 講義      | 午前 10:00 | 午後 0:10 | 月～金 |     |
|         | 午後 1:00  | 午後 2:00 |     |     |

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置き、その他に必要な外部講師を委嘱する。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 13名以内
- (3) 事務職員 2名以内
- (4) 調理員 1名

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者又は校長がこれと同等以上の学力があると認めた者
- (2) 酪農業の担い手を目指し又は従事することについて、強い意欲を有している者
- (3) (2)に定める以外の者であっても、校長が適当と認めたものは、その限りでない。

(入学願)

第12条 本校に入学しようとする者は、入学願書に次に掲げる書類と別表2の受験料を添え所定の期日までに校長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票
- (3) 最終学校の卒業又は卒業見込み証明書及び成績証明書
- (4) 写真(上半身の名刺型のもの)
- (5) その他校長が必要と認めるもの

(入学許可)

第13条 校長は、選考により出願者のうちから入学者を決定し許可する。

2 前項の選考は、出願者の学力、人物及び身体について行う。

(誓約書等)

第14条 入学を許可された者は、在学中の義務について誓約書を校長に提出しなければならない。

2 学生が提出する誓約書には、保証能力のある成年者2名の連署がなければならない。

3 入学を許可された者は、所定の期日までに入学金・授業料を前納しなければならない。

(入学許可の取消)

第15条 校長は、次に該当する場合は、その者に対する入学許可を取り消す。

- (1) 入学に際して提出した文書に虚偽の記載をし又は虚偽の申し立てをした者
- (2) 前条に記載する誓約書を提出せず又は授業料を前納しない者
- (3) 特別な理由が無くして入学期日までに入学しない者

(学生納付金)

第16条 学生納付金は別表3のとおりとし、所定の期日までに納入しなければならない。  
なお、納入された入学金・施設整備費は返還しない。

(休学、退学及び復学)

第17条 学生が、病気その他やむを得ない理由により休学又は退学しようとするときは、医師の診断書又は理由書を付して保証人連署の願いを校長に提出し許可を得なければならない。  
2 休学期間は1年以内とし、休学理由が止んだときは医師の診断書又は理由書を付して保証人連署の復学願いを提出して許可を受けなければならない。

(卒業の認定)

第18条 第8条に定める考査の結果科目の修得が認められた学生に対して、校長がこれを認定し卒業証書を授与する

(称号の授与)

第19条 前条により、卒業証書が授与された者には、専門士（農業専門課程）の称号を与える。

(除籍等)

第20条 校長は学生が次の各号に該当するときは、その者を退学させ、又は除籍することができる。  
(1) 死亡又は行方不明の者  
(2) 疾病等により成業の見込がないと認めた者  
(3) 第17条に定める休学期間を経過してもなお復学しない者  
(4) 学生納付金の納入の義務を怠り、督促をうけても納入しない者

(表彰)

第21条 理事長は、校長が学業及び品行が特に優秀であると認めた学生に対し表彰することができる。

(懲戒)

第22条 校長は、学生がこの規程に違反したり、学生としてふさわしくない行為があったときは、懲戒を行うことができる。  
2 懲戒は違反及び行為の程度、結果の重大さ意志の有無を勘案して次の処分を行う。  
(1) 戒告 嚴重に説諭し、将来を戒める。  
(2) 停学 1ヶ月以上3ヶ月未満の出校又は学習停止処分にする。  
(3) 退学 即時退学処分にする。

(報告)

第23条 校長は学生の入学、休退学、卒業、表彰及び懲戒等重要な教育事業の動きについて、必要に応じ関係県に報告する。

(書類簿冊)

第24条 学生の教育に必要な書類簿冊は次のとおりとする。  
(1) 入学願書  
(2) 休退学願  
(3) 誓約書  
(4) 教育記録（講義・実習計画等）  
(5) 出欠簿  
(6) 学籍簿（成績表を含む。）  
(7) その他校長が必要と認めたもの

(学生寮)

第25条 学生は、入寮誓約書を校長に提出して許可を受けて学生寮に入寮しなければならない。  
2 学校保健法第6条の規定に基づき、健康診断を実施する。

(附帯教育事業)

第26条 附帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

| 学科名        | 修業期間                      | 授業時間数            | 総定員 | 摘要      |
|------------|---------------------------|------------------|-----|---------|
| 酪農フィールド研修科 | 2週間（基礎）<br>2週間（応用）<br>1ヶ月 | 講義：3時間<br>実習：4時間 | 若干名 | 社会人等コース |

2 酪農フィールド研修科の受講料、教育内容等その他の必要な事項は理事長が別に定める。

（細則）

第27条 この教育規程に定めるもののほか、教育に関する必要な事項については、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、公益法人中国四国酪農大学校設立登記の日（平成25年4月1日）から適用する。

附則

- 1 この規程は平成28年2月9日より施行する。
- 2 第7条の改正後の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附則

- 1 この規程は平成29年6月6日より施行する。
- 2 第4条の改正後の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 第9条の改正後の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附則

- 1 この規程は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第7条、第20条、第26条の改正後の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附則

- 1 この規程は令和2年4月1日より施行する。
- 2 第16条の改定後の規定は、令和元年10月1日から適用する。